

「臨時的な取扱い（その39）」で示された施設基準の実績件数等の特例が9月末で終了です

新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている医療機関は令和4年3月31日までの間とされていますが、それ以外の医療機関は、以下の特例がこの9月末で終了となりますので、施設基準を満たせなくなる場合は届出が必要です。なお10月18日(月)までに届け出て10月末日までに要件審査を終えて受理されれば、10月1日に遡って算定できます。「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（以下「臨時的な取扱い」とする）（その39）」(R3.3.26付)の特例とは、「基本診療料の施設基準等通知」「特掲診療料の施設基準等通知」「訪問看護ステーションの届出基準通知」における手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件のうち、1年間の実績を求めるものについて、「臨時的な取扱い（その26）」(R2.8.31付)の2(2)の取扱いをした上でなお実績要件を満たさない場合、令和元年(度)の実績を用いても差し支えないというものです。「臨時的な取扱い（その26）」(R2.8.31付)の2(2)とは、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率及び医療区分2又は3の患者割合等の要件について、「新型コロナ」患者等を受け入れたり、職員が感染等で出勤できなくなったりした「対象医療機関等」が、実績を求める期間から「対象」となった期間を除く等の特例のことであります。

詳しくは、令和3年9月24日付事務連絡『新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）』に係る取扱いについて」及び、（その39）（その26）の「臨時的な取扱い」をご覧ください。当協会ホームページから見ることができます。

「臨時的な取扱い（その62）」（9月24日付）はいくつかのQ&Aとなっています

「新型コロナ」に感染した方への電話等で病状確認や療養指導等を行った場合の取扱い、電話・オンライン診療により酸素療法を開始した場合の取扱い、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟に「新型コロナ」患者を入院させた場合の取扱い、「新型コロナ」患者を受け入れたこと等により回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準が満たせなくなった場合の取扱い等が示されています。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」が改定され、

第4.1版となっています

主な改定カ所は下記の通りです。

接種券付き予診票の発行機能の終了(P18)、ワクチンの確保状況(P29)、図11の更新(P30)、住民票所在地以外での接種(P50)、接種券の取扱い(P51)、16歳未満の予防接種(P55)、コアリング(P59)、接種液に異物を認めた場合の対応(P59)、副反応疑い報告(P97)、武田/モデルナ社のワクチンの取扱い(P102)、交接種(P106)について追記

ジェネリックの供給不足の現状の下、「後発医薬品使用体制加算」等の使用割合等の要件を変更

小林化工や日医工に対する行政処分等を契機として、ジェネリックを中心に医薬品の供給が不安定となっています。9月21日付の事務連絡「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」で、後発医薬品使用体制加算等の使用割合の算出対象から除外できる品目が示されました。一部品目のみの除外はできない等留意事項がいくつかありますので、事務連絡本文をご確認下さい。

「感染症対策実施加算」9月末で終了か

田村憲久厚労大臣が記者会見で、外来5点、入院10点の「感染症対策実施加算」を9月末で終了する方向であることを表明しました。6歳未満の「乳幼児感染予防策加算」は、減額して継続する方向です。